

## 制度主義の全体像(2)

—— A・モンターネルの所論を中心として ——

佐々野 謙治

### 目 次

#### はしがき

I 「制度」主義の概念とその成立

II 制度主義の学説と方法論

(以上、「第一経大論集」第5巻第1号)

III 制度主義と歴史学派

むすび — 若干の問題点

(以上、本号)

〈以下、小稿においては、A. Monternér の研究書、*Der Institutionalismus als Epoche amerikanischer Geistesgeschichte*, Tübingen, 1948 よりの引用は、すべて著者の頭文字と該当頁のみを記して示すこととする。

例：(M, s. 7)〉

### III 制度主義と歴史学派

ドイツ歴史学派が、反古典派の経済学として成立したことは、学説史における周知の事実である。制度主義 — 通常「アメリカ制度学派」と呼ばれている — が、また、何より古典派経済学及びそれに準ずる経済学を批判し、それに対立するものとして生れてきたことは、既に見た。モンターネルによれば、この対立の際になされた論議が歴史学派のそれを思い起こさせる。(1) もっとも、

この「歴史学派は、純粹理論 — 古典派経済学 — の誤謬とくもろさ>を明示しようと試みなかった故に、制度主義者の論駁が、より包括的なものであった」と言えるのだが。(M, S. 117) とはいえ、そこにはすぐれて共通したものがある、とモンターネルはこう言う。「歴史学派と制度主義は本質的な綱領を共有している。<それらに共通なのは、理論の狭さと不充分さへの批判であり、記述的叙述の要請であり、更にそれらに共通なのは……すべての経済学的研究を社会福祉という目的に従属させることである>」と。更に続けてモンターネルは、「勿論その場合に、歴史家の倫理は理念的に、制度主義者のそれは経験的に基礎づけられているのだが」と、両者の相違を指摘する。だが、「この種の違いは、一部は歴史学派と制度主義がそこに生じた経済的現実が、時間的にも空間的にも異なっていたということに帰せられるであろう」とモンターネルは言う。即ち「現実と理論のかけ橋をするという課題は、制度主義者にとってが、比較にならない程大きかったのである」と。(M, SS. 117 — 118)

このように、制度主義と歴史学派との間にすぐれて共通するもの — その相違点も含めて — があることを確認したモンターネルは、次に、歴史学派の中核をなすともいえるシュモルラー (G. V. Schmoller) を取り上げる。そして、このシュモルラーの学説内容にそくして、それを検討しつつ歴史学派・シュモルラーと制度主義との関係を詳しく考察する。(2)

さて、「シュモルラーは、社会制度の不斷の推移を充分に確信しており、制度及び機関を意識的生活の結晶したものとみなしている」とモンターネルは言う。(M, S. 118) そして以下シュモルラーの言うところを引用していく。このシュモルラーからの引用そのものが、要約的なものではあるが、それでもきわめて長いものなので、ここではそれを更に短くして見てみたい。シュモルラーによれば —

「政治的・法的及び経済的制度」とは、「一定の目的を有し、自立的に発展する社会生活の秩序」であり、「しばしば百年から千年にも及ぶ世代の人々の行為のための確固とした容器」を成すものである。「所有権、奴隸・農奴制、夫婦・後見関係、市場制度・

貨幣制度、営業の自由等々」がそれである。これらの諸制度の下で問題なのは「習慣の総体、道徳、風俗及び法規である。これらは、共通の中心点あるいは目的を有しており、自ら関係しあって一の体系を成し、共通の実践的または理論的形成を経験しており、社会生活に強く根づけられている。」機関とはこれらの「人格的側面」である。例えば、「夫婦関係とは制度であり、家族はその機関を成す」と言う。「氏族、家族、会社、企業、国家」これらはいずれも機関である。文化が高くなれば、こうした機関の数も多くなり「自然発生的なもの」と並んで「人間が人為的につくったもの」も現れてくる。人は、一連の種々の社会的諸機関の構成員となり、種々の度合——あるものは強くまたあるものは弱く——をもって、これらの機関に属するものとなる。従って「ほとんどすべての人々がその欲望のかなりの部分を満たし、その大半の義務を果すのは、個人ではなく、一定の社会的諸機関の構成員としてである。」であれば、ここに行行為する人間の自由と従属という問題が生じてくることになるであろう。(3)

では、こうした社会的諸機関及び制度を從来の学説はどう見てきたのであろうか。シュモルラーは、この点をごく大まかにこう述べる。重商主義や官房学は、個々人の自由な活動を犠牲にした制度がすべてであると言い、國家、法、国王の意志によって新たに秩序づけ創造するという可能性を過度に評価した。「道徳や法そのものが、ホップスからフリードリッヒ大王に至る一流の思想家達にとっては、国家的秩序づけのための産物と解された。」啓蒙主義——シュモルラーによればこれは自由主義へ通じる——が、それと全く逆の立場に立った。かくしてここでは「個々人の感覚や行動、契約の自由な発動、自由結社及び自発主義が、国家や国家制度の確固とした持続的な制度とは逆に推奨された。」つまり、歴史の傾向は、S.メイストンが指摘するように、「身分関係から契約関係へ」と進んだ。「昔は、個々人は至るところで確固とした制度によって強制されて自らの関係を秩序づけていたが、後には変わって、自由な契約関係を通してその関係を秩序づけることになった」というのである。この制度軽視の自由主義にたいして、近年の社会主義は、またしても制度を過度に評価し、機関を故意に形成しようとしている。この意味において、シュモルラーによれば、社会主義は、重商主義や官房学と同じなのである。更に、シュモルラーは自由主義をこう批判する。「彼らは古くなった制度の廃止を全体的・持続的な組織を除去することと取り違え、時代遅れの制度の硬直の危険性を過大評価している」と。(4)

機関や制度の使命とは、シュモルラーによれば、人間を幸福へ導くものなのである。シュモルラーは次のように言う。即ち、機関や制度の「目的は、他ならぬ財・生活促進的なもの、合目的なものに確固とした形態を与えることであり、過去の経験を保持し、過失を犯し、絶えず同じ目的を追求する富者を阻止することである」と。従ってシュモ

ルラーによれば、完全な社会の状況とは、「国家の健全な心的諸力が制度によって阻止されるのではなく、確固とした組織と個々人の諸力の自由な活動が正しく相互に作用しあい補完しあっている」社会であり、「制度が自由な運動を不必要に阻止せず、望ましい発展を促進する」社会なのである。こうした良き制度とは「主観的に形成されたものではなくて、何百年もの間の経験と英知とが、実践的諸関係の理性的な正しい取扱いに関して見い出してきたもの、その客觀的に具体化された方法であり、原則なのである。」とすれば、制度は社会主義者の言うごとく故意に形成されたり、また自由主義者の言うごとく全面的に廃止出来るものではないということになる。確かに歴史の発展は「身分関係から契約関係」へという方向を示してはいるが、シュモルラーによると、「流動的な良き改革」を通して、この契約と並び新しい機関や社会制度が成立していることは、否定出来ない事実なのである。(5)

この一連のシュモルラーによる叙述は、機関及び制度概念の解明とともに、国民経済に、その「機関」や「制度」が占める意義を明らかにしたものに他ならない。シュモルラーにあっては、制度とは、国民経済の本質的な構造要因なのである。また、「おりおりの経済生活における歴史的な進歩」は、「ただ改善された制度や補完的な機関の形成によってのみ遂げられる」と言うシュモルラーにあっては、制度とは国民経済の変化・発展を引き起す要因でもある。

「制度に沈澱しているのは、偉大な進歩の理念と道徳的・倫理的理念である。およそ進歩の偉大な時期は……社会制度の改革や新しい機関形成と結びついている。また、それは同様に、例えば、新協同組合、労働組合、株式会社、工場、労働立法等種々の組織と結びついている。偉大な人々・偉大な時期とは、新しい社会的・政治的・経済的制度をつくり上げた人々であり、その時代である。」(6)

かく考えるシュモルラーは、ここに、その制度の改善や改良を通して社会及び経済の改革を志向することになる。それには、まず、制度そのものの研究が不可欠である、とシュモルラーは言う。国民経済学が研究すべき主題は制度である、と。

「時代や国が異なった段階にある場合、国民経済学は、なるほど自然的なまた技術的な相違をも、つまり人種の相違や資本量の相違をも、考慮しなければならないであろう。だが国民経済学は、何より、制度や機関を比較しなければならないであろう。つまり、國家の形成、農工商の經營と企業形態、市場、貨幣、信用等の諸制度、企業及び階級構

成がどのように結合され社会体となっているか、それらがどのような位置を占める制度となっているかといった種のことを、比較しなければならない。機関や制度の研究が社会体の認識にとってもつ意義は、解剖学が肉体のそれにたいしてもつ意義と同じである。価格の研究と循環の研究に沈み込んでいた旧い経済学は、社会体の解剖学をもたないで、国民経済的体液生理研究をしようとしたものに他ならない。」(7)

このようにシュモルラーは、国民経済学にとって、制度を研究することの重要性を指摘する。制度の正しい研究へ注目することは、シュモルラーによれば、経済学の一つの進歩でさえある。正しい制度の研究とは、それを歴史的に解明することである。シュモルラーは、こう言う。

「新国民経済学の偉大な進歩の一つは、それが一方では自然と心理との間にある、他方では国民経済的現象と社会的諸現象との間にあるこれら的精神的中間項の認識に正しく重点を置いたことであり、その論議を、もはや自然や量の関係や心理学的公理からではなく、何よりも国民経済的な諸制度の歴史から論議しようと試みているということである。」(8)

ここに、シュモルラーは、必然的に経済制度の発生と変化・発展を問題にせざるをえなくなるわけである。

以上見てきたシュモルラーに関する一連の要約的引用及び叙述が、先にモンターネルによって解明された制度主義者の志向に符号することは、明らかであろう。モンターネルが、シュンペーター（J. A. Schumpeter）にならって、シュモルラーを「制度主義の父」と呼ぶ所以である。モンターネルはこう言う。「経済的諸制度を国民経済的組織の本質的な構造要因となす、また経済発展の担い手となすシュモルラーの解釈から、既に一見して、そこに制度主義者との見解の一致があることが明白となる」と。（M, S. 124）ここに言う制度の研究が、両者にあって、最も重視され「その変化」が問題とされるわけである。更にモンターネルは言う。その際、制度主義者と同じくシュモルラーも、「発展史的・社会学的・全体的考察」を「生きた持続的な運動と相互作用、従つてすべてのものはすべてによって条件づけられているという相関関係の認識」を正しいものと見ている、と。（M, S. 124）

かかるシュモルラーの認識・見解を支えているのが、またモンターネルによれば、制度主義者の場合と同様、かのダーウィン (C. R. Darwin) からシュペンサー (H. Spencer) に至る「進化・発展の思想」なのである。それが、ひいては両者に、制度の研究に際して、等しく「因果発生原理の方法的優先」をもたらすことになった、とモンターネルは言う。(M, S. 125) 「制度主義の創始者」とみなされるヴェブレン (T. Veblen)<sup>(9)</sup>が、シュモルラーを高く評価するのも、この点なのである。ヴェブレンはこう述べている。「教授シュモルラーの著作の著しい特徴 — この点で彼は同じ学派の初期の著作家と区別されるのであるが — は、それが制度の起源、生成、持続及び変化を、これらの制度が過程あるいはその結果のいずれであれ、経済生活と係わりあわざるをえない点では、ダーウィン的に説明しようと意図していることである」(10) と。このシュモルラーの制度研究が、単に経済史的・カタログ的なものでないことも、また旧歴史学派の人々のごとく、経済発展の法則化を試みるといったものでもないことは、明らかである。それは、モンターネルによれば、「社会的現実の認識は社会発展の認識の上に基礎づけられるという彼の論理的帰結に他ならなかった。」(M, S. 126) シュモルラーが、社会及び経済の改良・改革 — 社会政策 — の提言に際して、「価値判断」を言々するも、それは決して恣意的にそうするのではなく、こうした歴史認識をふまえてのそれであったのである。だが、ここに、制度主義者とシュモルラーを区別する決定的な標識がある、とモンターネルは言う。そこで、以下この点をもう少し詳しく見てみよう。

さて、既に見たように、制度主義者をして何より経済制度の変化の研究に向わしめたものは、他ならぬその変化に対応した「社会及び経済の改良・改革への志向」であった。この点シュモルラーにあっても全く同様であった。だが、その際「シュモルラーの経済構造においては、国民経済における〈正義〉が中心的な倫理的な問題となるのにたいして、制度主義的志向は国民経済的〈合目的性〉をめぐってなされる」とモンターネルは言う。(M, S. 127)

先にモンターネルがシュモルラーより引用していた叙述の中にも読みとれる

ように、シュモルラーにあっては、経済生活における歴史的視点 — これは概して旧歴史学派の影響だと言われるが、単なるその継承でないことは、既にヴェブレンの指摘に見た — と並び、道徳的・倫理的契機の認識の重要性であった。各時代の各経済生活には各々道徳的・倫理的「正義」の理念がある。従って、経済生活の改革もその理念の要請によってなされる、とシュモルラーは考えるわけである。(11) 以下モンターネルのシュモルラーからの引用は、この点を伝えたものである。

「正義の理念は、あらゆる経済生活において、なかんずく国民経済において大きな役割を演じる。それは、およそ社会生活にたいして、それに従って現実がどの程度正義に照応しているかが検討される理念的規範を与える。それは経済的社会的行為につきものであり、その行為を常に新たな批判に委ねる。すべての交換業務のもとで、すべての支払ローンのもとで、すべての経済制度のもとで、それらが正しいものであるか否かが問われる。その答から感情、判断、意欲が生じ、それが、少なくとも部分的には、慣習法、全国民経済体制の改革的傾向となる。営業の自由、取引の自由、自由な労資契約が正義の名のもとで要求され、この旗のもとでのみ、それらが勝利を得たのだということを誰が知らないであろうか……正義の理念とは最も強固な理念の一つである。」(12)

こうして、モンターネルによれば、シュモルラーの改善・改革の志向は、現存秩序が社会「正義」に適しているか否かという方向でなされることになる。(13) しかるに制度主義者は、その改革を国民経済的「合目的性」という概念をめぐって志向する。(M, S. 127)

では、この「合目的性」とは一体何なのか。モンターネルは言う。「調和を生むものはすべて合目的であり、この場合の合目的性とは、制度の関係、その相互作用、機能的協同である」と。(M, SS. 131 — 132) 故に、この合目的性とは、すぐれて「実践的」であり、「実際的」な概念である、と言える。かくして、モンターネルは言う。この合目的性という概念をめぐって志向する制度主義は、かのアメリカプラグマティズム・道具主義へ落込んでいく、と。

「制度主義者は……何より現実的関心から、社会的諸制度の実証的シェーマを描き、社会的に形成されたものへの彼らの批判に、全く合目的な改革の意図を

結びつける。従って、彼らは — 社会的及び経済的秩序の合理的な形成の可能性をむぞうさに確信する — 周知のアメリカプラグマティズムや道具主義の形式へ落込む。」(M, SS. 126 — 127)

もっとも、「合目的性」といえ「正義」といえ、それは相対的なものにすぎない。それはモンターネルも認める。彼はこの点を次のように述べている — 制度主義者のもとでは「合目的なもの」が「正義」と解されている。しかるにシュモルラーのもとにも合目的志向は存在していると言える。というのは「〈正義の理念〉の遂行は、常に引き起こされる現実化の諸行為に照応する〈合目的性〉のもとにおいてのみ可能であるからである………シュモルラーにとって〈正義〉とは理念的・理論的な概念であり、制度主義者にとっては、それは経験的・実践的な概念なのである。シュモルラーの生活道徳に役立つ、倫理的に基礎づけられた〈合目的性〉に、制度主義者は、本質的にプラグマティックに規定され生活の実践のために考えられる合目的という概念を対置する。(〈善〉という目的をもつ)〈倫理的批判〉としてのシュモルラーの評価とは逆に、制度主義者のそれは、むしろ(〈効果〉という目的をもつ)〈社会実践上の効率の査定〉なのである。」別言すれば、「シュモルラーのもとでは〈正義〉が絶対的なもの、〈合目的性〉が — ことに絶対的〈倫理的〉正義を顧慮して — 相対的なものと、制度主義者のもとでは、逆に〈合目的性〉が絶対的なもの、〈正義〉が — プラグマティックに表象された社会的〈効果〉に関して — 相対的現象とみなされていた」とも言える。(M, SS. 129 — 130)

かくしてモンターネルはこう言う。「正義」と「合目的性」という概念は、制度主義者のもとにも歴史学派のもとにも存在している。ただ「意味内容と序列が互いに異なっているにすぎない」と。(M, S. 130)

だとしても — 上に見たような一定の限定つきではあるが — 「合目的性」と「正義」という概念が、制度主義と歴史学派・シュモルラーを区別するものとして、充分に役立つとモンターネルは考える。そしてこう言う。国民経済における「正義」という概念をめぐって社会改良・改革を志向するシュモルラーは、結局そこへ科学の問題を越えた価値判断を導入してくる。他方、あくまで実践的な「合目的性」という見地から社会の改良・改革を志向する制度主義者は、かのアメリカプラグマティズムへ落込んでいく、と。

かくして、モンターネルは、こう結論する。「まさしく価値判断の支持が、シュモルラーの歴史学派を、制度主義者のプラグマティズム・道具主義からはつきりと際立たせる。と。(M, S. 132) つまり「発生原理をただ方法としてのみなかんずく通用させ、それを越えて歴史的相対性と倫理的評価にまで及ぶ」(M, S. 125) ことになったシュモルラーは、「倫理的公準としての社会政策の要請を科学的に明らかにしうるも」とみなした。(14) しかるに、制度主義者は「因果発生原理を事実秩序にとっての基礎だとみなすことに自らの要求を限った」のであり、シュモルラーの言う経済諸力がどのように配分されねばならないかということを、科学を越えるものとして問題にしなかったわけである。(M, S. 132)

こうした相違は、モンターネルによれば、ヴェブレン自身が明白に認識していたところでもある。即ち、ヴェブレンはこう述べている。「著者シュモルラーが現状の発展に至るまでの制度の生活史に係わっている間は、彼の論議は、科学的 — 自然科学の近代的精神をもつ人間の間で理解されている科学的という用語のそれ — 興味の非情な光によって押し進められる。しかし彼が今日の状況に接近するようになり、現代の制度的変化の中に作用している因果的複合の非情な分析や究明を始めなければならない点に達すると、科学の光はたちまち虹色の色々な光彩に分れてしまい、近代社会を救うにはいかにあるべきか、何をなすべきかという問題を論じるようになる。この点になると論議は、現象の発生的解明という性格を失い、便宜性、道徳、良き趣味、保健もしくは宗教といったような基盤の上に発せられる訴えや勧告の性格を帯びるようになる。」(15)

〈注〉

- 1) この制度主義・派経済学の成立に、ドイツ歴史学派がかなりの影響を及ぼしたことは、一般に指摘されているところである。「重要なアメリカの経済学者達は19世紀最後の10年間に、そのアカデミックな教育をヨーロッパ……なかんずくドイツで……受けた。J・B・クラーク及びリチャード・T・イリーがしかりである……これらの若い人々は、アメリカでの経済学の研究に新しい精神をもたらした。若き

に特有の確信と楽観主義から、彼らは古い経済学をほとんど考慮せず、当時ドイツで支配的であった倫理的及び歴史的な学説に導かれて、経済学の希望と進歩のメッセージを、彼ら自身の国へもたらせると信じた。」(⑩, S.116) かくして、結成されたのが、周知のように、「アメリカ経済学会」に他ならない。イリーは、この経済学会の綱領に制度主義の出発点を求めてさえいる。(久保芳和「制度学派序説」経済学論集, (27) 2, 1973. 3. 24 頁) なお、当時の状況については、小原敬士「アメリカ経済思想の潮流」勁草書房、昭和 26 年、123—143 頁, Seckler, Thorstein Veblen and the Institutionalists, Macmillan, 1975, P.11) に詳しい。また、制度主義と歴史学派の関係の密なことを大河内氏はこう指摘している。「リストを除いて考えてみても、アメリカには、歴史学派の伝統をひくソースタイン・ヴェブレン Thorstein Veblen があり、さらにコモンズ J. R. Commons やミッチャエル Wesley C. Mitchell などの経済論は、いわゆる〈制度学派〉(Institutionalism)という形で、今日においても、アメリカ各州の大学を中心としながら、現実政策の面で大きな影響力をもっていることを忘れてはならない」と。(大河内一男「経済思想史(二)」勁草書房、昭和 30 年、254 頁) なおこの点については、大河内一男(歴史学派についての若干の覚え書き)「経済学説全集」河出書房、第 5 卷、6 頁に詳しい。参照を乞う。

- 2) モンターネルは、このシュモルラーの学説内容の検討を、もっぱら、G·Schmoller, Grundriß der Allgemeinen Volkswirtschaftslehre, München, Leipzig, 1920 を中心に試みている。以下、シュモルラーの当著書は、略して Schmoller, Grundriß. と記す。なお、当著書の頁はすべて省略して、モンターネルの引用箇所の頁のみを記す。(例: Schmoller, Grundriß. ⑩, S.7)
- 3) Schmoller, Grundriß. ⑩, S. 118—119.
- 4) Schmoller, Grundriß. ⑩, S. 120—122.
- 5) Schmoller, Grundriß. ⑩, S. 122.
- 6) Schmoller, Grundriß. ⑩, S. 123.
- 7) Schmoller, Grundriß. ⑩, S. 122。力点は佐々野。
- 8) Schmoller, Grundriß. ⑩, S. 123。力点は佐々野。
- 9) モンターネルは、制度主義的志向を初めて明白な形で基礎づけしたのが T·ヴェブレンだという意味において彼・ヴェブレンを制度主義の創始者とみなしていた。(拙稿「制度主義の全体像(1)」第一経大論集、第 5 卷第 1 号、11 頁) セックラーは、明白に、制度主義は「1898 年のヴェブレンの〈経済学は何故進化論的でないのか〉という論文の出版をもって始まる」と述べている。(Seckler, Thorstein

Veblen and the Institutionalists, Macmillan, 1975, P.11)が、こうした見解へ全く異論がないわけではない。ヴェブレンの独自性に注目する松尾氏（松尾博「ヴェブレンの人と思想」ミネルバ書房、238頁）及び中山氏（中山大「ヴェブレンの経済学の哲学的背景」甲南経済論集、第60号、87頁）等は、彼・ヴェブレンを制度主義の創始者とはみなしない、としている。また、制度主義の起点を、1885年の「アメリカ経済学会」の創設にみるイリー（Richard T. Ely）も、ヴェブレンを制度主義の創始者となす見解には、反対している。（松尾博、上掲書、220頁）

- 10) T. Veblen, Gustav Schmoller's Economics. in The Place of Science in Modern Civilisation, New York, 1961, P.265.
- 11) シュモルラーが社会政策を提示するに至る筋道を、榎原氏は、こう整理している。「シュモルラーは……経済を一つの自然的秩序と解し、これを倫理的彼岸に立つものとすることに反対した。この論理はやがて、経済内における因果律を、一面では自然的な契機の作用に帰することを承認しながら、精神面、道徳的契機の因果的作用をも強調する経済学の倫理学派のレゾン・デートルを主張させる根拠となり、ひいては、現在の経済秩序のうちなる矛盾や禍害は自然的因果律によって一義的に規定されたものではなく、不完全な経済的生活秩序の所産にすぎないということ、これは国家の政策によって矯正できるものだという社会政策的立場の確立に導く。」（榎原巖「シュモルラー（二）」青山経済論集、第7巻第2号、15(147)頁）
- 12) Schmoller, Grundriß. (M), S.128.
- 13) ここに、シュモルラーは「分配上の正義」というスローガンを掲げて、当時ドイツで没落しつつあった中産階級の保護・育成政策としての社会政策を提唱した。（大河内一男、上掲書、144頁参照）かかる倫理的色調を帯びた社会政策が云々された背後には、その政策主体が純粋な意味での資本主義的民主国家ではなくて、ドイツ資本の進歩にたいする封建的・プロイセン的秩序の維持者・「ドイツ帝国」であり、その客体が保護を必要とする「弱者」であったという、いわゆる「二つの条件」が存在していたのである。かかる「二つの条件」が存在した限りで、シュモルラー型の社会政策の提唱も可能であったわけである。（大河内一男「独逸社会政策思想史」青林書院新社、昭和43年、(I) 9-10頁、(II) 268-276頁参照）
- 14) この点、大河内氏はこう述べている。「現存の所有の制度が歴史的には相対的なものであること、そして所有や所得の分配はその時代の〈倫理的理念〉に従って規制されねばならないこと……こうした認識は当然に既存のものの改革、すなわち〈社会改良〉を行うことの倫理的必要に連なるものであった」と。（大河内一男、

「経済思想史(二)」勁草書房、昭和30年、182頁)

15) T. Veblen, *idid.*, P.269.

## むすび — 若干の問題点

従来、制度主義・派経済学をめぐっていかなる見解がみられたかという点については、既に小稿のはしがきで見た。論者の中には、制度主義・派経済学の学説史における存在を否定する者さえいた。しかし、概して多くの論者が、制度主義・派経済学の学説史における存在を認めていた。しかも、制度主義・派経済学を「反古典」のそれと規定する点でも、彼らは規を一にしていた。だが、この彼らがその反古典の標識をどこに求めるかとなると全く見解を異にし、その相違によって彼らの制度主義・派経済学についての見解も種々であった。方法の相違に注目し、帰納法を重視するのが制度主義・派経済学だとする者、また全体認識を目指すのがそれだとする者もいた。中には、制度の研究を重視するのが制度主義・派経済学だと解する者、更には、制度主義・派経済学とは経済的強制を強調するそれだ、と言う者もいた。

こうした各論者の諸見解を幅広く総括的に整理し、制度主義の全体像を明らかにしようとしたもの、それが、これまでに見てきたモンターネルの制度主義に関する研究であった、と言えよう。かくして、モンターネルは、一見、各論者の言う制度主義・派経済学の諸特質のすべてを総括して、それを制度主義・派経済学と解しているかに思える。とすれば、それはまさにゴードン (R. A. Gordon) — 彼は制度主義・派経済学のもつ諸特質を七項目に列挙して、それを制度主義・派経済学と解した(1) — の見解に符号するものだ、と言える。だが、決してそうは言えまい。従って、制度主義・派経済学のもつ諸特質が「そのまま<一連の>ものとして、すなわち同一平面上においてとらえられ」(2) いるとのゴードンに対してなされる批判は、モンターネルへは妥当しない。モンターネルは、制度主義・派経済学のもつ諸特質を単に列挙するのではなかっ

た。あくまで、それらを有機的に関連づけ、その意味で体系的に整序することにより、制度主義・派経済学の全体像をとらえようと努めていた。何よりゴードンと異りモンターネルは、制度主義・派経済学の主義たるゆえん、つまりその本質を制度の形成・変化・発展の過程に注目し、「制度の変化」を解明しようとする点に求めていた。ゴードンがそのすべてをもって制度主義・派経済学だとみなしたこの派の経済学のもつ諸特質も、つまりは、そこから派生するものとして描かれていた。

ところで、制度主義・派経済学の本質がモンターネルの言う通りであり、またそれに特有の方法が因果発生的なそれであるとすれば、制度主義・派経済学とは歴史学派の新版だと解されたことになる。事実モンターネルは、制度主義・派経済学をドイツ歴史学派に最も近いと見ていた。これは、イリー( R.T.Ely )の見解でもあり、また広く一般に流布し受容されてきた見解でもある。だが、モンターネルはイリーと異り、それらが全く符号すると言うのではない。そもそも、その間に一世紀もの隔りがあるドイツ歴史学派と制度主義・派経済学とが、全く符号すると解すること自体が無理であろう。とはいえ、モンターネルも指摘するごとく、この点についての詳しい研究はあまりみられなかったというのが実情のようである。かくしてモンターネルは、制度主義・派経済学とドイツ歴史学派 — とりわけシュモルラーの学説内容を中心に — との関係へ立ち入った検討を加え、両者間の相違をも、明白にしていた。この点、従来あいまいに用いられてきたといわれる「制度」概念の解明 — もっともこの点形式的整序に終始しているとのうらみは残るが — とともに、他の類書の研究書から、モンターネルのそれを際立たせている。更に、きわめて複雑・多様な内容をもつと言われる — 制度主義・派経済学をめぐって種々の見解が見られるということがこのことを如実に示している — を体系的に整序しようとしている点、特に高く評価されてよい。が、やはり、若干の問題点は残る。そこで最後に、その点について見ておきたい。

さて、モンターネルによれば、制度主義・派経済学の本質は、制度の変化・

発展の過程に注目しつつ、その変化<sup>の</sup>している構造を解明しようとする点にあった。とすれば、何より古典派批判をもって生れたと解される制度主義・派経済学を、古典派のそれと区別する標識も、この点に求められたことになるであろう。それは、この「制度の変化についての見解」、ひいてはそれを支えた「世界観」ないしは「歴史観」の相違に帰着する。この違いが、実は制度主義・派経済学を古典派のそれと決定的に分つことになった、と言える。だが、この点についての立ち入った解明をモンターネルはほとんどしていない。このことが、一方で制度主義・派経済学を何より「反古典」のそれだというモンターネルをして、他方「制度主義的志向は古典派の中にさえ存在した」と言わせた一因であったと言えまい。もっともモンターネルも、制度主義の志向は古典派の中にさえ見られた、が、しかしそこでは「二義的なものとして軽視された」と言う。では何故、古典派にあって、それが二義的なものとして軽視されたのか。その答をモンターネルに見ることは全く出来ない。彼は、制度主義・派経済学の諸特質に対応させて古典派経済学のそれとの相違を説くのみであった。かくして、この点、モンターネルはきわめて平板な叙述に終始していると言える。

制度主義・派経済学の「本質」を経済「制度の変化」を問題にしている点に求めるのであれば、このレベルでこそ、古典派との対比もなされるべきではなかったのか。このレベルでの論義を深化させなかつたことがまた、制度主義・派経済学と歴史学派・シュモルラーとの関係へのかなり立ち入ったモンターネルの論議にも一つの限界を生じせしめる原因となっているようと思える。モンターネルの言うように、制度主義者も歴史学派・シュモルラーも経済「制度の変化」を、その過程に注目しつつ解明しようとした。しかも、その際基礎にされていた思想も、両者等しくダーウィンからシュペンサーに至る「進化思想」であった、と言えよう。だが、この「進化思想の受容の仕方」は種々でありえる。<sup>(3)</sup> であれば、それに応じて「制度の変化についての見解」・「制度観」も異なってこよう。それがこの制度の変化に改良・改革の政策をもって対応しようとする・その政策を基礎づけようとする側の「態度・志向・理念」の違いを

も生むことになるであろう。こう考えると、制度主義・派経済学と歴史学派との違いもむしろこの点でこそ問題とされるべきだとは言えまい。

モンターネルはまず制度主義と歴史学派の共通点とその相違点をこう述べていた。両者が、その成立に際して反古典の批判の綱領を共有し、更に両者が等しく経済学を社会・経済の改良・改革へ役立てるものだ、と解している。もっとも、その際前者のそれは「理念的」に、後者のそれは「経験的」に基づきかれられているという違いはあるが。だが、この種の違いは、両者が直面した経済的現実の時空的な相違に帰せられうるものだ、と。かくして、歴史学派・シュモルラーの学説内容へ立ち入った検討を加えたモンターネルは、制度主義と歴史学派・シュモルラーがすぐれて共通するもの — しかも、先にみたように制度主義の本質的部分 — を共有していることを確認する。続けて彼は両者の相違をも明白にしていた。あくまで「合目的」という概念をめぐって社会・経済の改善・改革を志向した制度主義がかのプラグマティズムへ落込んでいくのにたいして、「正義」という概念を中心に志向するシュモルラーは、そこへ「価値判断」を導入してくる。まさしくこの「価値判断の支持の有無」が両者を決定的に分つ標識だ、と。

そうかもしれない。しかし、経済的現実の時空の相違へ帰された制度主義と歴史学派・シュモルラーの相違 — 政策の「理念的」基礎づけと「経験的」なそれ — は、両者を決定的に分つとモンターネルの言う標識・価値判断の支持の有無から生じてきたものだ、と言えよう。とすれば、その相違をも単に経済的現実の時空的相違へ帰しえるものだとは言えないであろう。また仮に帰しえるものだとすれば、両者を決定的に分つと言われるかの標識も、つまりは、その時空的相違へ帰せられることになるであろう。ならば、ことさらシュモルラーの学説内容へ立ち入った検討を加えるには及ばないのではないか。では、かの標識・「価値判断の支持の有無」は、モンターネルが直接述べていたように、一方があくまで「合目的性」という概念をめぐって社会・経済の改良・改革を志向するのに対して、他方が「正義」という概念を中心に志向したことによる起因

するものなのかな。としても、ではこの概念の相違は何に由来するのか。価値判断の支持の有無からでは答にならない。

その概念の相違を生んだものこそ、その改良・改革をもって社会・経済の改良・改革を志向した制度——まさに両者の第一の研究主題に他ならない制度——の変化についての見解の相違に、ひいてはその見解の基礎に両者が等しく有しているといわれる「進化思想の受容の仕方の相違」に基因するものだとは言えまい。とすれば、この点についての解明が欲しかった。否、制度主義の主義たるゆえんを経済「制度の変化」を問題にする点に求め、この点を歴史学派と共有していると言うのであれば、その上なお両者を決定的に分つ標識があると言うのであれば、他ならぬこの点でこそ論議を深化させるべきではなかったのか。それをないがしろにしているということが、制度主義と歴史学派・シュモルラーの関係へかなり立ち入った検討を試み両者の相違をも明白にしながら、先に見たように、そのモンターネルの論拠が余り説得性をもちえるものとなりえなかつた原因だとは言えまい。それがまた、まさに制度の変化を問題にしたK・マルクスをも、一方で制度主義の先駆群として高く評価するモンターネルが、それについての立ち入った論議を研究の視野へ入れえなかつた一因ともなっているように思える。

以上見てきた問題点については、いずれ別稿を用意しなければならない。ここでは、かかる問題点については、小松氏の論文にみるハミルトン(D. Hamilton)(4)、西川氏(5)、またハリス(A. L. Haris)(6)が示唆に富む論点を提供してくれていることを記すに留めたい。

〈注〉

- 1) Robert A. Gordon, *Institutional Elements in Contemporary Economics*, in *Institutional Economics: Veblen, Commons, and Mitchell Reconsidered*, University of California Press, 1964, PP. 124 — 125.
- 2) 小松章「制度学派に関する一考察」社会科学論集, 第34号, 昭和49年3月, 106頁。

- 3) アメリカにあってさえ、進化思想の受容の仕方がいかに種々であったかという点については、R・ホフシュタッター（Richard Hofstadter, 後藤昭次訳「アメリカの社会進化思想」研究社）に詳しい。また、中山大「ヴェブレンの思想体系」ミネルバ書房、序章にも、この点についての適切な要領を得た叙述を見ることが出来る。
- 4) David Hamilton, *Evolutionary Economics : A Study of Change in Economic Thought*, University of New Mexico Press, 1970。
- 5) 西川純子「アメリカ制度主義とヴェブレン」経済学研究, 4号, 1965. 2。
- 6) A. L. Haris, *Types of Institutionalism*, in *Journal of Political Economy*, Vol. XL. Dec.。